

取引案件のお知らせ

2026年2月24日

Maples Group が野村ファンド・セレクト – Carlyle Private Equity Partners Fund の立ち上げに関する助言を提供

本書はあくまでご参考のために英語で公表されたものを日本語に翻訳したものです。本書の正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。

Maples and Calder（Maples Group の法律事務所）は、アジア・ファンズ&インベストメント・マネジメント業務において、野村グループの Global Funds Trust Company（以下「GFTC」）に対し「野村ファンド・セレクト - Carlyle Private Equity Partners Fund」（以下「本ファンド」）の立ち上げに関する助言を行いました。

本ファンドは、2026年2月19日に設定され、ケイマン諸島籍のユニット・トラストとして日本における公募認可を取得しています。

日本では野村アセットマネジメント株式会社が投資顧問会社となり、販売は野村証券株式会社が行います。

本ファンドの投資目的は、しっかりと分散されたプライベート・エクイティ投資ポートフォリオへの間接投資を通じて、魅力的なリスク調整後リターンを獲得と中長期的な資本の成長を図ることにあります。この投資目的を達成するため、ファンド資産のほぼ全額を Carlyle Private Markets S.A. SICAV-UCI Part II – Carlyle Private Equity Partners – EU に投資する方針です。

GFTC のケイマン諸島法務顧問は、Maples and Calder のシンガポール・オフィスの弁護士チームが務めました。本件は、ファンズ&インベストメント・マネジメントのパートナーである Nick Harrold が中心となり、アソシエイトの Costa Valtas と Nicholas Lim、そしてシニア・パラリーガルの Veronica Chen が補佐しました。

本ファンドの立ち上げについて Nick Harrold は、「日本でのオルタナティブ投資への資産配分の流れは加速しており、この立ち上げはプライベート・エクイティへの投資機会を拡大する重要な出来事です」と述べています。

Maples Group は、業界大手にも新規参入者にも総合的なファンド関連サービスを提供し、日本の投資家を対象としたケイマン諸島、ルクセンブルク、アイルランド、ジャージー籍ファンドの組成と確立に重点を置いています。

以上

Maples Group について

Maples Group は、主要な国際的法律事務所である Maples and Calder を通じて、世界各地の金融機関、機関投資家、企業、個人顧客に対し、英領バージン諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ジャージー、ルクセンブルクの法律に関する助言を提供しています。世界の主要な法域にオフィスを構え、特に企業商務、財務、投資ファンド、訴訟、信託分野に強みを持っています。Maples Group は、一流の法律顧問との関係を維持しながら、このような現地の専門知識を活用し、グローバルな事業イニシアチブのための総合的サービスを提供しています。詳細については、[maples.com/services/legal services](https://www.maples.com/services/legal-services) をご参照ください。